

地域気候変動適応計画の検討に関する報告のポイント

1 付議の主旨

平成 30 年 6 月に成立した気候変動適応法において、それぞれの区域の特徴に応じた適応策を推進するため、地方公共団体は地域気候変動適応計画の策定に努めることとされています。

これを受け、千代田区地球温暖化対策推進懇談会の下部組織である検討部会において学識経験者等の意見を聴取しながら、区の特성에応じた気候変動適応計画の策定に向けて検討しています。

令和元年度は、国が示す手順に沿い、区における気候変動の影響について過去の状況や将来の予測を整理しました。それを踏まえ、気候変動により影響を受けると考えられる様々な事項のうち、区において優先的に対応する分野を選定したため、報告します。

2 報告のポイント

(1) 優先的に取り組む分野

国が示す気候変動適応策の対応分野ごとに、気候変動影響の過去の状況、将来予測及び既存施策の対応力等を考慮し、区における気候変動適応策の優先的な対応分野を選定しました。

【優先的に取り組む分野】

- 生活・健康（暑熱による生活への影響、熱中症）
- 自然災害（洪水・内水等、強風）
- 水資源（渇水）
- 産業・経済（企業活動）

(2) 今後の方向性

検討部会において意見聴取をしながら、上記分野の具体的な適応策を検討し、令和 2 年度末に向けて区の気候変動適応計画を策定します。